

①

議案書

教育委員会
令和5年1月定例会

議 事 日 程

- | | | |
|-------|---|-----------|
| 日 程 1 | 第 1 号議案 ……………
長崎市南山手伝統的建造物群保存地区
保存計画の変更について | P 1 ~ 4 |
| 日 程 2 | 第 1 号報告 ……………
日吉自然の家運営協議会の審議結果につ
いて | P 5 ~ 8 |
| 日 程 3 | 第 2 号報告 ……………
長崎市出島史跡整備審議会の審議結果に
ついて | P 9 ~ 12 |
| 日 程 4 | 第 2 号議案 ……………
議会の議決を経るべき議案についての意
見の申出について | P 13 ~ 16 |
| 日 程 5 | 第 3 号報告 ……………
長崎市教育支援委員会の審議結果につい
て | P 17 ~ 19 |

第 1 号議案

長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について

長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画(平成24年4月6日長崎市教育委員会告示第5号)別表-2環境物件5樹木の表について、次の物件を以下のとおり変更する。

変更前

番号	種別	員数	所在地
124	ハゼノキ	1	グラバー園内
130	クスノキ	1	乙14-2
131	ムクノキ	1	グラバー園内

変更後

番号	種別	員数	所在地
124	アラカシ	1	グラバー園内
130	ハマヒサカキ	1	グラバー園内
131	ヤブツバキ	1	グラバー園内

令和5年1月23日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋田 慶信

理 由

長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を受けて、長崎市南
手伝統的建造物群保存地区保存計画を変更したいので、長崎市伝統的建造
物群保存地区保存条例第4条第1項及び同条第4項に基づき教育委員会
の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 考 」

- 1 長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画（修正案）・・・別添
- 2 長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画（新旧対照表）
・・・別添
- 3 環境物件の変更に関する資料 ・・・別添

「 参 照 」

○長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例（抜粋）

（保存計画）

第4条 教育委員会は、保存地区が定められたときは、長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

〔 中 略 〕

- 4 第1項及び前項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。

第 1 号報告

日吉自然の家運営協議会の審議結果について

令和 4 年 1 2 月 1 6 日に開催した日吉自然の家運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 5 年 1 月 2 3 日提出

日吉自然の家運営協議会

会長 吉 原 将 太

理 由

日吉自然の家運営協議会の審議結果について、日吉自然の家条例施行規則第 1 7 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

日吉自然の家運営協議会の審議結果

1 日 時 令和4年12月16日（金）14時から16時10分まで

2 場 所 日吉自然の家 研修室A

3 出席者 委 員 11人中7人出席

事務局 生涯学習課長、同課係長、同課職員2人、

学校教育課職員1人

指定管理者 所長、管理グループ専門課長1人、教育研修グループ長1人、教育研修グループ専門課長1人、研修グループ職員2人

4 審議概要

- (1) 令和3年度 モニタリング状況について
- (2) 令和4年度 事業中間報告について
- (3) 令和5年度 事業計画について
- (4) 宿泊体験学習について

5 主な意見

- (1) 暑さ対策と室内外の温度差による結露対策のため、大型ファンを使用し対応しているとのことだが、市立学校の体育館に空調設備が設置されていない状況ではあるものの、日吉自然の家は特別な施設なので設置を検討してもよいのではないか。
- (2) 指定管理者による「森づくり」事業の着想・取り組み方はよいと思う。森ゾーンや木陰ゾーン、遊歩道ゾーンの整備構想については、人手や費用がかかると思うが、知恵を絞って実現に繋げてほしい。
- (3) 前回の会議で、手洗い場にSDGsに対応したマークを貼るなど、SDGsに関連する行動を分かり易く表示してはどうかと提案した

ところ、すぐに実行に移してもらい嬉しく思う。

さらなる提案として、活動に応じたSDGsのポイントを集めると、例えば手作りメダルをもらえるというような特典を設けることで、さらに子どもたちの興味を引くことに繋がるのではないか。

- (4) 4月から導入される宿泊税については、日吉自然の家は学習施設なので宿泊税の対象外施設にされてもよかったのではないか。

→ 宿泊体験学習のように利用料が免除される場合には、宿泊税が課税されない。また、修学旅行やその他学校行事で要する場合は課税されない仕組みとなっている。家族利用や社員研修などの利用に関しては、宿泊税100円が課税されることとなる。

- (5) トレッキングのルート上でトイレが整備されているのは金比羅岳のみだと思うが、他にも設置した方がよいのではないか。

→ 学校教育課の予算で、今年度は、金比羅岳に3基、中尾峠に2基の簡易トイレを設置した。過去には英彦山に設置したこともある。

「 参 照 」

○ 日吉自然の家条例（抜粋）

（日吉自然の家運営協議会）

第14条 日吉自然の家の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、日吉自然の家運営協議会を置く。

〔 以下、略 〕

○ 日吉自然の家条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第17条 条例第14条に規定する日吉自然の家運営協議会の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 2 号報告

長崎市出島史跡整備審議会の審議結果について

令和 4 年 1 2 月 2 0 日に開催した長崎市出島史跡整備審議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 5 年 1 月 2 3 日提出

長崎市出島史跡整備審議会

委員代表 姫 野 順 一

理 由

長崎市出島史跡整備審議会の審議結果について、長崎市出島史跡整備審議会規則第 1 0 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

第27回 長崎市出島史跡整備審議会 審議結果

1 日時 令和4年12月20日（火）13：30～15：30

2 場所 長崎県美術館 2階講座室

3 出席者 委員 23名中 18名出席

事務局 9名出席（オブザーバー2名含む）

4 審議事項及び結果

【報告】各小委員会の審議内容について

（1）シーボルト来日200周年事業について

令和5年度に開催予定のシーボルト来日200周年事業について、事務局と展示小委員会委員長から報告。

（2）総括報告書の作成状況について

総括報告書の作成状況について、事務局と総括報告書作成小委員会委員長から報告。

（3）建造物等の改修工事について

出島内の建造物等の改修工事について、事務局と建造物復元小委員会委員長から報告。

（4）第Ⅳ期復元整備事業について

第Ⅳ期復元整備事業について、事務局から報告

（5）東側整備計画の検討状況について

東側整備計画の検討状況について、事務局と東側整備計画検討小委員会委員長から報告。

「参 照」

○長崎市附属機関に関する条例（抜粋）

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）

は、別表第1のとおり附属機関を設置する。

〔 中 略 〕

附属機関の属する 執行機関等	名称	担当事務
教育委員会	長崎市出島史跡整備審議会	出島和蘭商館跡の整備に関する重要事項の調査審議に関すること。

〔 以下、略 〕

○長崎市出島史跡整備審議会規則（抜粋）

（結果報告）

第10条 会長は、審議を終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

第 2 号議案

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、
原案のとおり了承する。

1 令和 4 年度長崎市一般会計補正予算

別紙1のとおり

令和 5 年 1 月 2 3 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 2 号の規定により、教育委員会の決定を経る必要があるので、この議案を提出する。

令和4年度 一般会計補正予算（教育委員会関係費）

(単位：千円)

事 項 名	補正予算額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
10.4.2 [高等学校費・学校管理費] 高等学校管理費 管理費	2,840	2,840	-	-	-	-
合 計	2,840	2,840	-	-	-	-

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならぬ。

〔中 略〕

(12) 法第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

〔以下、略〕

